

## 宮代町国民健康保険税率の見直しについて

### 1 宮代町の税率見直しの経緯

#### (1) 令和4年度 国民健康保険運営協議会

県国保運営方針（第2期）において、令和9年度には保険税水準の統一と赤字解消への取組が求められている。加入者の生活状況を十分踏まえ、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、段階的に令和8年度までの赤字解消に努めていく。

⇒ 令和5年度及び、令和7・8年度にも国保税率の見直しを行う。

### 2 宮代町の現状と今後の見通し

#### (1) 被保険者数の推移

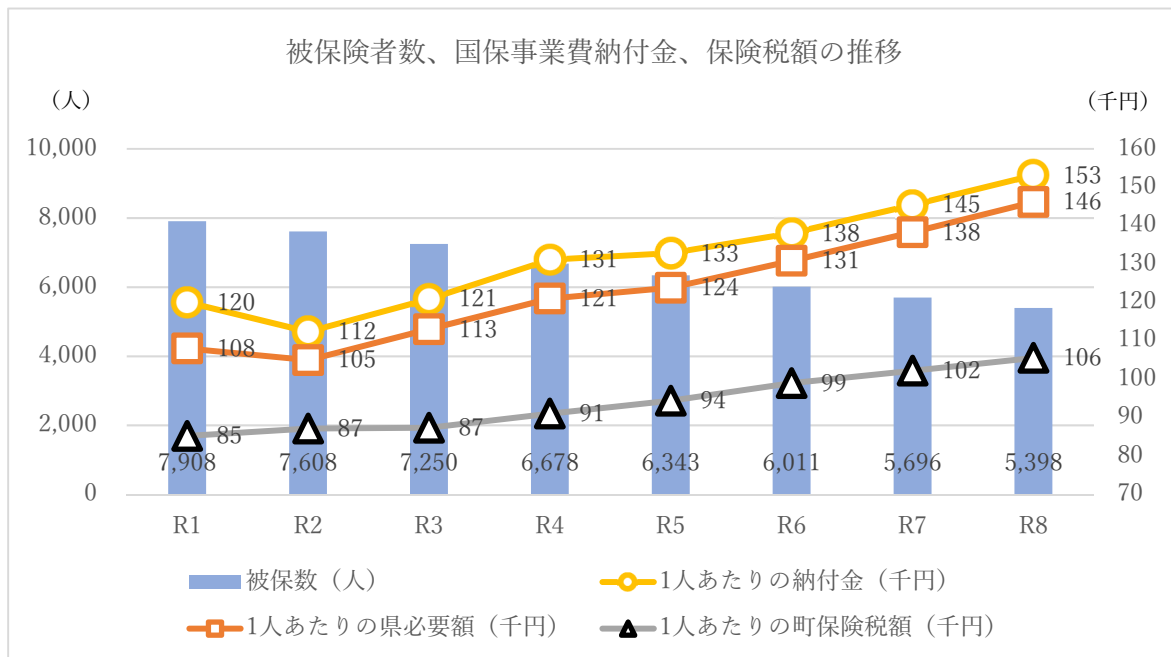
被保険者数は年々減少しており、令和4年度から令和6年度にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行することや、令和4年10月から社会保険の適用拡大したことにより、今後も被保険者数の減少は続くと考えられる。

#### (2) 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金は、年度によって増減しているため、今後の見込みが難しい状況にあるが、今後も増加傾向にあると考えられる。

#### (3) 1人当たり保険税額

国民健康保険事業納付金の算定時に埼玉県が示す必要保険税額と、実際の保険税額（収納額）に乖離が生じており、これまでと同様の保険税率の引き上げでは、今後さらに差が開いていくことが考えられる。



※R1～R5は実績、R6は予算時積算、R7・R8は推計

#### (4) 一般会計からの繰入（法定外）による赤字額

国民健康保険特別会計の収入は、保険税、公費、保険税軽減や国保事務職員分給与費・出産育児一時金等への一般会計からの繰入金（法定内）で賄っている。

しかし、これらの収入で不足した場合、さらに一般会計から繰入（法定外）を行うことになる。この部分が赤字とされている。

埼玉県の方針に合わせて令和8年度までに赤字を解消できるようにするためには、県から示された標準保険税率を参考に税率改正を行わなければならない。

## 2 埼玉県の保険税水準統一の考え方

保険税水準の統一は、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、段階的に進めていくものとされている。

[保険税水準の統一の目的]

- ・ 県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため、財政の安定化につなげる。
- ・ 市町村で保険税額が統一されるため、被保険者間の公平性の確保につなげる。

### (1) 準統一（市町村標準保険税率の適用）

令和9年度から収納率格差以外の項目を統一するもの。賦課方式は2方式（所得割・均等割）で統一、賦課限度額は政令同額で統一。

収納率格差とは、市町村間の収納率の差を指す。そのため、準統一では、被保険者規模により標準的な収納率を5段階に分類し、標準保険税率を算定する。

### (2) 完全統一（都道府県標準保険税率の適用）

収納対策の強化に取り組むことにより、収納率格差を縮小し、令和12年度から完全統一するもの。

	R3～5年度	R6～8年度	R9～11年度	R12年度
運営方針	第2期運営方針	第3期運営方針		(第4期)
保険税水準の統一	市町村ごとに設定		準統一	完全統一

### (3) 国民健康保険事業費納付金額及び標準保険税率の提示

県から各市町村へ国民健康保険事業費納付金額が示され、各市町村は県へ納付金を支払う。町が納付する納付金や保健事業に必要な支出額は保険税で集めなけ

ればならないとされており、県は支出に必要な額を各市町村が確保できるよう、毎年、標準保険税率を示している。

しかし、多くの市町村では県の示す標準保険税率と実際の税率に乖離が生じている。また、収入が不足した場合は一般会計から繰入（法定外）を行うこととなり、赤字が生じる。

#### 4 令和7年度保険税率改正の必要性

標準税率から算定された保険税額と現行税率で収納した1人あたりの保険税額の差が生じている。この差を少なくしていくことが赤字解消にもつながるため、標準税率に近づけるような税率改正が必要になる。

保険税水準の統一に向けて、税率改正を行うにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮しつつ、税率改正を行っていく。

あわせて、利用のない「出産育児一時金の貸付」の財源となる国民健康保険出産費基金※の見直し（廃止）を図り、国保特会の財源とするべく検討していく。

また、財政の健全化に向けた医療費適正化対策として、第3期データヘルス計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導の実施対策等に引き続き取り組んでいく。

##### 宮代町標準保険税率との差（令和6年度）

	医療分		支援金分		介護分		医療+支援金+介護	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
標準保険税率	7.64	45,313	2.84	16,402	2.33	16,505	12.81	78,220
差	-0.66	-13,313	-0.75	-5,002	-0.23	-1,905	-1.64	-20,220

##### 国保税率の見直しスケジュール（案）

- |        |                  |   |
|--------|------------------|---|
| R6. 8月 | 第2回国保運営協議会       | ・国保税率等見直しの諮問  |
| 9月     | 第3回国保運営協議会       | ・国保税率見直しの検討   |
| 10月    | 第4回国保運営協議会       | ・答申内容の検討  |
|        | 町長へ答申            |   |
| 12月    | 議会               | ・国保税条例の一部改正（案）の上程<br>・宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止（案）の上程 |
| R7. 5月 | 国保加入者            | ・加入世帯への通知（国保税率改正内容）                                     |
| 6月     | 町広報誌             | ・令和7年度国保税率について周知  |
| 7月     | 令和7年度国保税納税通知書の送付 |   |

## ※宮代町国民健康保険出産費基金について

### 1. 国民健康保険出産資金貸付制度

国保加入者が、直接支払制度、受取代理制度を利用せずに出産する場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1カ月前から、出産育児一時金の8割までの金額を、無利子で貸付する制度

### 2. 出産育児一時金の支給方法

#### ①直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関が行う制度。

#### ②受取代理制度

直接支払制度を行っていない小規模な医療機関などで利用できる制度。

#### ③その他

出産後、医療機関に出産費用を支払った後に役場に申請。

#### 年度別支給内訳

年 度	R5	R4	R 3	R2	R 元
直接支払	4	19	16	13	5
受取代理	1	0	0	0	0
その他	0	2	0	1	0
計	5	21	16	14	5

※その他は海外出産等によるもの